



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 萩野事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

11

2018

働き方改革関連法－時間外労働の上限規制①

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な改正規定を、数回に分けて紹介させていただきます。まずは、時間外労働の上限規制(労働基準法の改正)を取り上げます。

政府も、「残業時間(時間外労働)の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された労働基準法において初めての大改革」と、その重要性をアピールしています。

.....時間外労働の上限規制① 上限規制の内容と罰則.....

<改正後の上限規制の内容と罰則>

●法律による上限【原則】

時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。

●法律による上限【例外】

臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項がある場合)には、上記原則の上限を超えることができますが、この場合でも、次の上限は遵守する必要があります。

- ・年 720 時間以内
- ・複数月平均 80 時間以内(休日労働を含む)
- ・月 100 時間未満(休日労働を含む)

また、原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。

●上限規制違反で罰則が適用される場合

- ・複数月平均 80 時間以内(休日労働を含む)
- ・月 100 時間未満(休日労働を含む)

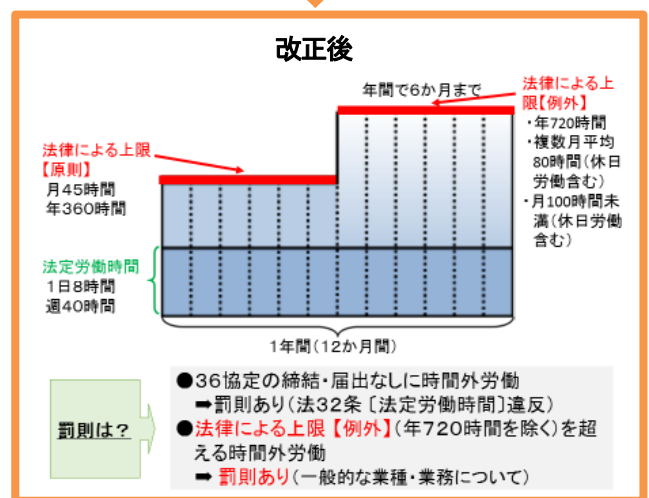
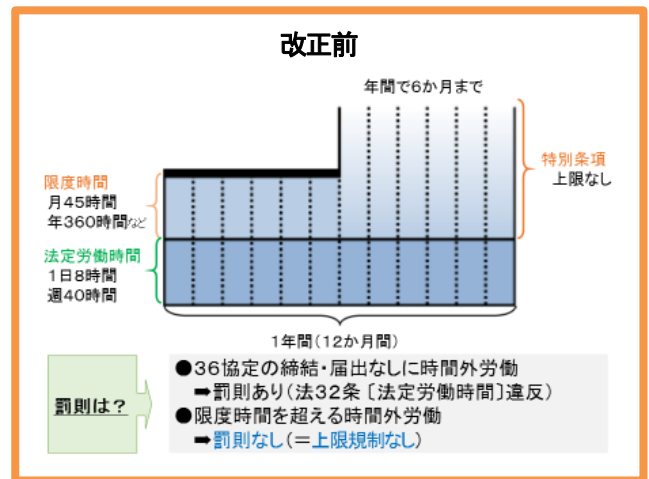
この上限に違反した場合には、罰則が適用されます。

罰則の内容は、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

⑨法律による上限【原則】を超える時間外労働が認められる「臨時的な特別な事情」とは、その事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合のことをいいます。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは、臨時的な特別な事情に当たらないことに注意しましょう。

★上記の上限規制は、平成 31 (2019) 年 4 月から施行されますが、中小企業への適用はそこから 1 年遅れとなります。

1 年の猶予があるとはいえ、中小企業においても早めに準備しておく必要があるでしょう。助成金を利用できる可能性もありますので、是非、ご相談ください。



トビックス 健康保険の被扶養者の届出－10月から添付書類の取扱いなどを変更

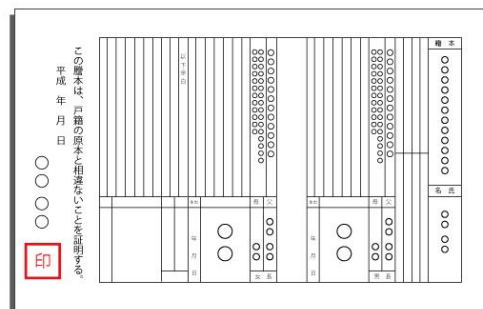
日本年金機構から、平成30年10月1日以降に受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いを変更するとのお知らせがありました。

併せて、「健康保険被扶養者（異動）届」の新様式も公表されました。

その内容を確認しておきましょう。

……………被扶養者に関する届出－添付書類の取扱いの変更等（平成30年10月～）……………

- 日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが変更（日本年金機構、全国健康保険協会のほか、各健康保険組合も同様）。
- これを受けて、届出に際して、所定の証明書類の添付が必要。
- しかし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略が可能。



<添付書類の変更及び添付書類の一部省略>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求められることがあります。

★この変更に伴う新たな「健康保険被扶養者（異動）届」の記入方法も含め、気軽にご相談ください。

お仕事 カレンダー 11月



11/12

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/30

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

配偶者控除等の見直しに関する FAQ を更新 年末調整における留意事項を追加

国税庁から、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関する FAQ を更新しました」というお知らせがありました。

同庁では、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」に記載することとなる源泉控除対象配偶者、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更、配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載のしかたなどの「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関する FAQ」を掲載しています。

この度、これに年末調整における留意事項が追加されました。

基本中の基本といえるところでは、たとえば、次のような FAQ が掲載されています。

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出していれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出しなくても、年末調整において配偶者控除の適用を受けることができますか。

〔答〕 平成30年分以後の年末調整からは、配偶者控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出する必要があります。

そのため、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ、配偶者控除の適用を受けることはできません。

その他、「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が、「扶養控除額基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」に改められたことに関する FAQ なども用意されています。

なお、「給与所得者の配偶者控除等申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」については、記載例も公表されていますので、合わせて紹介しておきます。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関する FAQ(平成30年10月版)>

http://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/pdf/koujo_faq.pdf

<給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例(6パターン紹介されています)>

http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_71_kisairi_haigusha.htm

<平成30年分給与所得者の保険料控除申告書の記載例>

http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/kisairi_h30_05.pdf

第 197 回臨時国会の所信表明演説で外国人材受入れ拡大の必要性を訴える

第 197 回臨時国会が、平成 30 年 10 月 24 日、召集されました。

その日に行われた安倍内閣総理大臣の所信表明演説では、全世代型社会保障改革や外国人材などについて決意が述べられています。

憲法改正については、「憲法審査会において、政党が具体的な改正案を示すことで、国民の皆様の理解を深める努力を重ねていく。」としています。

以下で、全世代型社会保障改革と外国人材について、演説の内容を一部抜粋して紹介しておきます。

(全世代型社会保障改革)

●元気で、意欲あふれる高齢者の皆さんの経験や知恵をもっと活かすことができれば、日本はまだまだ成長できる。人生 100 年時代の到来は大きなチャンスです。いくつになっても、学び直しのチャンスがあり、生きがいを持って働くことができる。これまでの働き方改革の上に、生涯現役社会を目指し、65 歳以上への継続雇用の引上げや中途採用・キャリア採用の拡大など雇用制度改革に向けた検討を進めます。

●消費税率引上げが経済に影響を及ぼさないよう、あらゆる施策を総動員することと併せ、来年 10 月から幼児教育を無償化します。更に、再来年 4 月から真に必要な子どもたちへの高等教育を無償化する。安倍内閣は、未来を担う子どもたち、子育て世代に、大胆に投資してまいります。

●子どもから現役世代、お年寄りまで、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、今後 3 年かけて改革を進めます。女性も男性も、若者も高齢者も、障害や難病のある方も、誰もがその能力を存分に発揮できる一億総活躍社会を、皆さん、共に、創り上げようではありませんか。

(外国人材)

●全国の中小・小規模事業者の皆さんが、深刻な人手不足に直面しています。このピンチも、チャンスに変えることができる。IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ。第四次産業革命のイノベーションを取り入れることで生産性の向上につなげます。その活用を阻む規制や制度を大胆に改革していきます。本年度から、固定資産税ゼロのかつてない制度がスタートしました。中小・小規模事業者の皆さん、地域を担う中堅企業の皆さんの生産性革命に向けた投資を力強く後押しします。

●同時に、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる。入国管理法を改正し、就労を目的とした新しい在留資格を設けます。出入国在留管理庁を新たに設置し、受入企業の監督に万全を期します。社会の一員として、その生活環境の確保に取り組んでまいります。更に、日本人と同等の報酬をしっかりと確保いたします。

外国人材受入れ拡大については、報道機関でも大きく取り上げられています。野党は「拙速」と批判しているとのことで、その行方が気になるところです。

通常国会の会期は 12 月 10 日までの 48 日間、動向に注目です。

所信表明演説については、こちらからご覧いただけます。

<安倍総理は第 197 回臨時国会における所信表明演説を行いました>

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20181024shoshinhyomei.html